

令和6年小野町議会定例会3月会議

議 事 日 程 （第1号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3号 小野町こども家庭センター設置条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第13まで同じ〕
- 日程第 6 議案第 5号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第7号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第19まで同じ〕
- 日程第15 議案第14号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 令和5年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第16号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第18号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 令和6年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑、以下日程第26まで同じ〕
- 日程第21 議案第20号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和6年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算

日程第26 議案第25号 令和6年度小野町水道事業会計予算

日程第27 議案第26号 小野町道路線の認定について

〔上程、説明、質疑、以下日程第28まで同じ〕

日程第28 議案第27号 小野町道路線の廃止について

日程第29 議案第28号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて

〔上程、説明、質疑、採決〕

日程第30 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

〔上程、説明、質疑、採決〕

日程第31 議案の委員会付託

日程第32 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	橋	本	善	雄	君	2番	國	分	順	一	君	
3番	羽	生	洋	市	君	4番	會	田	百	合	子	君
5番	緑	川	久	子	君	6番	先	崎	勝	馬	君	
7番	竹	川	里	志	君	8番	宗	像	芳	男	君	
9番	水	野	正	廣	君	11番	中	野	孝	一	君	
12番	田	村	弘	文	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正	君	副町長	菅野望	君
教育長	有賀仁一	君	総務課長	村上昭一	君
企画政策課長	西牧英一	君	税務課長	吉田ひろ子	君
町民生活課長	矢吹昌之	君	健康福祉課長	先崎実	君
子育て支援課長	先崎秀一	君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔	君
地域整備課長	矢吹浩司	君	教育課長	吉田隆	君
会計管理者 兼出納室長	佐藤金哉	君	代表監査委員	佐久間金治	君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡 司	功	次	長	郡 司	治 子
書	記 渡 邊 裕 之	書	記 新 田 晟 也			

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和6年小野町議会定例会3月会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
5番 緑川久子議員
6番 先崎勝馬議員
を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
7番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 竹川里志君登壇〕

○議会運営委員長（竹川里志君） 去る2月29日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。
令和6年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、本日から3月15日までの9日間を目途に進めることといたしました。
次に、議案の採決方法について、議案第13号、議案第19号、議案第28号及び議案第29号については起立採決とし、議案第3号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第18号まで並びに議案第20号から議案第27号までについては簡易採決により行うことといたしました。
なお、議案第28号及び議案第29号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することといたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会3月会議の日程は本日から3月15日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第13号、議案第19号、議案第28号及び議案第29号については起立採決とし、議案第3号から議案第12号まで及び議案第14号から議案第18号まで並びに議案第20号から議案第27号までについては簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第28号及び議案第29号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

また、陳情の取扱いについて、陳情第1号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査することといたしました。

なお、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

定例会3月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第3号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第3号 小野町こども家庭センター設置条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第3号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和6年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただきご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例制定案件1件、条例改正案件9件、令和5年度各会計補正予算案件6件、令和6年度各会計当初予算案件7件、道路路線認定・廃止案件2件、人事案件2件の議案27案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

今年度も残すところ一月となり、間もなく新年度を迎えます。

町長に就任いたしまして、3年がたとうとしておりますが、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類へ移行されたことに伴い、感染防止対策やワクチン接種に取り組みながら、各種式典やイベント等を開催し、コロナ禍前の日常を取り戻すとともに、小野町総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、様々な政策を展開してまいりました。

私が、町長就任時に公約として掲げておりました「人づくり、子育て支援」、「健康づくりの推進」、「産業の更なる振興・発展」、「支えあえる地域づくりの推進」は、人口の減少や少子高齢化に対応し、魅力ある持続可能なまちづくりを進めるため約束した施策の柱であります。

今定例会にご提案申し上げます令和6年度当初予算につきましては、任期の最終年度となることから、私が掲げた公約の実現並びに町の総合計画で掲げる将来像「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」の実現のため、施策を着実に前進させることを念頭に予算を編成したところであります。

重点的に取り組む事業について申し上げます。

初めに、役場新庁舎の建設であります。町の玄関口の一つであります小野インターチェンジ近辺に建設することにより、町民の安全・安心の拠点として、更に持続可能な行政サービスを提供できる庁舎として建設を進めているところであります。

役場新庁舎の建設の進捗状況につきましては、立竹木に係る物件補償調査業務や埋蔵文化財の試掘調査業務を発注し、新庁舎建設に向けた必要な調査を実施したほか、令和6年度に実施予定の基本・実施設計業務に向けて、新庁舎建設検討会議プロジェクトチームを中心に基礎資料の作成を進めているところであります。

また、埋蔵文化財の試掘調査結果を受け、本格的に用地交渉を進めることとしておりますが、用地取得や物件補償に係る費用及び今年度発注しました敷地造成調査設計業務の一部につきましては、必要な予算を令和6年度へ繰越して実施させていただきたいと考えているところであります。

今後は、町のシンボリックな庁舎となるよう、町民の皆さんからのご意見をお聞きする機会を設けながら基本設計等を進め、令和9年度中の供用開始に向け事業を進めてまいります。

なお、行政組織機構につきましては、新庁舎の供用に向けて、段階的に見直しを行う必要があることから、現在、役場内に行政組織機構改革検討委員会を設置し、改革案を取りまとめているところであります。

改革案の内容につきましては、今定例会終了後の月例全員協議会において、説明を予定しているところであります。

次に、（仮称）小野町児童館（放課後児童クラブ等）の建設であります。子供たちの安全・安心な居場所づくりのため、間もなく完成する実施設計に基づき、令和7年度の運用開始に向け着実に建設を進めてまいります。

なお、令和6年度当初予算において、工事費や関連費用について計上するとともに、財源確保のため各種交付金について国や県と協議を行っているところであります。整備スケジュールとしましては、令和6年度に建築工事を行い、令和7年度供用開始に向け、発注に向けた準備を進めているところであります。

また、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、令和6年度から小野町こども家庭センターを子育て支援課内に設置したく、今定例会に議案を上程しているところであります。

次に、県立小野高等学校についてであります。昨年2月に発足した小野高校の再編整備に係る庁内検討会議や作業部会等において、学習支援や合同企業説明会の開催など、小野高校の支援や町内在住の高校生支援や統合後の空き校舎等の利活用について、県や県教育委員会と連携し検討を行ってきたところであり、引き続き、教育環境の充実と空き校舎等を活用したまちづくりに向け、より具体的な検討を進めてまいります。

次に、地域公共交通の維持・確保についてであります。昨年7月に町、路線バス、タクシーや鉄道事業者をはじめ、高齢者や児童・生徒の保護者などの利用者が構成する小野町地域公共交通活性化協議会を発足し、利用者のニーズ調査を行うなど、現状と課題の整理を行ったところであります。

今後は、課題を解決するための施策をまとめた地域公共交通計画の策定を進め、地域がみんなで支える持続可能な公共交通の実現に向け、取り組んでまいります。

次に、JR磐越東線についてであります。昨年3月に発足した沿線自治体で構成する磐越東線活性化対策協議会での幹事会、ワーキンググループを中心に、日常利用、観光利用の両面から利用促進に向けた取組を検討し、様々な事業が提案されたところであります。令和6年度は提案を基に、田村3市町が共同で具体的な事業を構築し、実施していく考えであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の感染症対策についてであります。新型コロナワクチンの全額公費による接種につきましては、今月末日をもって終了となり、4月からは原則、有料での接種となります。今年度のコロナワクチン秋接種につきましては、接種対象人口の33.5%、3,031名の方が接種したところであります。

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの感染症につきましては、全国的にも流行が続いている状況

でありますので、引き続き、手洗いや場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染症対策を町民の皆様へ呼びかけてまいります。

次に、健康づくり事業についてであります。令和6年度事業につきましては、第2回目となります「おのまち健康まつり2024」において、町民の健康に対する意識の高揚と健康を通じた住民同士の交流、更には、高齢者の顕彰を目的に開催を予定しているほか、教育課で実施予定のウォーキング大会との同時開催を計画しているところであります。

また、新規事業といたしまして、町民の健康増進を目的に、楽しみながらウォーキングできるようインセンティブを付与することにより、ウォーキングの習慣化を図り、生活習慣病の予防や心のリフレッシュにつながるようウォーキング普及事業を実施する考えであります。

次に、他市町村との施設間交流事業についてであります。ふくしま復興再生道路、県道吉間田滝根線の開通を記念して、川内村、かわうちの湯の利用助成を行う考えであります。

小野町と川内村との交流を促進するとともに、町民の皆さんがゆつくりと温泉を楽しみ、心身の疲れを癒やしていただくことで、生活意欲の維持向上を図り、健康で生きがいを持って暮らせることを目的に計画したものであります。なお、利用方法などの詳細につきましては、今後詰めてまいりたいと考えております。

次に、6次産業化と発酵のまちづくり事業についてであります。令和5年度の主な取組としましては、乳製品部会において、クリームチーズ等の試作品づくりや公民館事業と連携した「チーズの手作り体験」の開催、味噌部会においては、小野町産米を使用した米こうじによるオリジナルみそやみそ漬けなどの試作品づくりの実施、オリジナル日本酒、東堂山勝馬につきましては、昨年度の1,500本を上回る出荷数となっており、更に、本年1月からは、町内販売店に加え、福島市の福島県観光物産館においても販売されている状況であります。

発酵のまちづくり推進事業につきましては、作業部会による全体研修の実施や全国初の「発酵」をテーマとした道の駅、発酵の里こうざきを視察し、取組内容の説明を受けながら、発酵体験講座を受講したところであります。

令和6年度の新たな取組といたしましては、令和5年度「発酵の学校 in 小野町」を開催し、「発酵の町」を県内外に発信したところでありますが、令和6年度は、発酵食文化の啓発・推進リーダーとしての「発酵食品ソムリエ」を養成するため「発酵の学校 小野町サテライト教室」を開講する考えであります。

また、子育て世代包括支援センター分館（旧夏井おおすぎ保育園）内の調理室において、一部改修を行い、小野町産業6次化・発酵のまちづくり推進協議会における作業部会の調理室として活用し、オリジナルみそ等の6次化商品の販売を目指すところであります。

当然、町民の皆さんにも活用できる施設となるよう改修を進めてまいります。

次に、農業者育成推進事業についてであります。令和5年度の認定新規就農者はゼロでありましたが、認定農業者につきましては2名を新規認定したところであります。

福島県事業である、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業により、ピーマン生産に意欲的に取り組む団体に加入する本町農業者2名に対し、補助金のかさ上げによる支援を行ったところであります。

令和6年度においては、農業分野において知識習得のため、積極的に研修する農家に対し、研修費用の一部支援を行う考えであります。

次に、耕作放棄地対策事業についてであります。耕作放棄地対策の一環として、希望者に菜の花の種を配布するなどの景観整備を行ってまいりましたが、更なる耕作放棄地の発生防止、解消を図るため、新年度モデル事業として、栗の苗木代の購入費用補助を行うこととし、初期の遊休農地に新植して管理することにより、今後の耕作放棄地解消と栗の産地化による所得向上を目指してまいります。

なお、さきに説明いたしました6次産業化と発酵のまちづくり事業や今事業につきましては、更なる事業の進捗を図るため、関係大学との連携を更に深めてまいります。

次に、水田農業振興事業についてであります。構造的な人口減少と食の多様化により、今後も米の需要が減少することが見込まれるため、町独自の支援金制度を継続し、JAなどの関係機関とともに飼料用米への転換を呼びかけ、令和6年産米の販売価格の安定を図ってまいります。

次に、町内の空き店舗対策事業についてであります。福島県活力ある商店街支援事業と連携した、小野町空き店舗対策事業を令和6年4月より開始することとしております。

町内の空き店舗を活用して店をオープンする創業者に対し、家賃補助と改装費補助を行うものであります。今後も商工会や関係団体と協力、連携を図りながら、まちづくりと地域活性化を進めてまいります。

次に、空き家対策総合支援事業についてであります。良好で快適な生活環境の形成を図るため、空き家の解体にかかる費用の助成や空き家等の発生予防抑制、適切な管理を図ってまいります。

また、空き家対策推進協議会を設置し、空き家等対策計画の策定をはじめ、管理や活用方法、更に特定空き家の認定に関する協議などを行っていく考えであります。

次に、消防団充実強化事業についてであります。社会情勢に応じた消防団体制の見直し検討を進めるとともに、消防協力隊員の消防活動範囲拡充を図るための機能別消防団制度への移行など、消防団充実強化事業に取り組んでまいります。

次に、公民館運営事業についてであります。多文化共生のまちづくり事業の一環として、小・中学生対象として、天栄村ブリティッシュヒルズの異文化交流、英会話体験教室を通じて、人材の育成を図ってまいります。

また、在住外国人を対象とした日本語教室の充実と、地域住民と在住外国人の交流の場づくりを図ってまいります。

総合計画の「人を育む子育て・教育・文化のまち」にあります国際交流分野の推進に向け、4月より地域おこし協力隊2名が着任する予定であります。この2名を地域住民と外国人労働者等とのパイプ役として活動してもらうことで、多文化共生のまちづくりを積極的に推進してまいります。

また、生涯学習事業におきましては、各種学級・講座の積極的な実施、更には人づくり公営塾の一環とした映画鑑賞教室、おのまち文化祭などの開催を通じて、地域住民が積極的に芸術文化活動できるよう環境・機会を設けるとともに、豊かな感性を持った人材育成を図ってまいります。

次に、ふるさと文化の館運営事業についてであります。これまでの事業展開に加えて、学校図書館と文化の館図書館の更なる連携強化を図り、児童・生徒の皆さんが読書に親しみやすい環境を整備してまいります。

また、今月には「ふるさとゆかりの偉人マンガ 丘灯至夫」が完成することから、令和6年度については、マンガの活用事業を開館30周年記念事業として、記念館で特別展の開催、マンガを使った小・中学校での授業、作詩コンクールなどの事業を展開してまいります。

次に、町民体育館運営事業についてであります。運動器具の利活用推進やスナッグゴルフやボッチャ講習会等の開催、更にはウォーキングコース等の整備を通じて、気軽にスポーツに触れる機会を拡充し、健康福祉部門とも連携を図りながら、町民の皆さんが健康で健やかな生活が送れるよう、運動の習慣化による健康づくりを推進してまいります。

また、これまで実施してきた町民体育祭の形を変えて「ウォーキング大会」を実施し、地域住民の皆さんの日常的な健康づくりに寄与できる事業を展開してまいります。

以上、令和6年度、主な施策につきましてその概要を申し上げましたが、このほかにも、町民生活の安全・安心確保のための防犯対策、町道改良等の生活基盤の整備等、様々な施策を展開いたしまして、多岐にわたる行政課題に迅速に対応してまいります。

そして、町民一人一人が、将来に夢と希望を持ち、生きがいに満ちた人生を送ることができるまちを町民の皆様と共に考え、共につくってまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援ご指導賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会3月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第3号の条例の新規制定1案件につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応するなど、相談支援体制の強化を図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、令和6年4月1日以降に、こども家庭センターの設置が努力義務となったところであります。

以上のことから、地方自治法第244条の2第1項及び児童福祉法第10条の2の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため4月1日より、小野町こども家庭センターを設置したく、新たな条例を制定するものであります。

なお、設置するセンターで行う業務につきましては、1つ目に、児童福祉法第10条の2の規定に基づく業務、2つ目に、母子保健法第22条の規定に基づく業務などとなるものであります。

以上、議案第3号の条例の新規制定1案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第3号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第3号 小野町こども家庭センター設置条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第3号について質疑を終わります。

◎議案第4号～議案第12号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第12号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第4号～議案第12号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第4号から議案第12号までの条例の一部改正9案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、令和5年10月3日付、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県に準じて通勤手当の上限額を引き上げたく、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、地方自治法の一部改正及び福島県における会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例が一部改正されたことに伴い、会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る規定整備等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの交付を受けている者について、スマートフォンを活用し、暗証番号を省略した本人確認やカード読み取り機を使用せずオンラインで行政手続や民間サービスを享受できるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案に

つきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金及び災害弔慰金及び災害障害見舞金について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、新たに戸籍証明書に代わる、電子証明書提供用識別符号の交付等が始まることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、第9期小野町介護保険事業計画期間における介護保険料を定めるほか、介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和6年1月19日に公布されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、公営浮金須和間住宅及び谷津作前之内住宅並びに町営七生根住宅の除却に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。本案について、水道法等の一部改正等に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管となることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、議案第11号と同様に水道法等の一部改正等に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管となることから、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第4号から議案第12号までの条例の一部改正9案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第4号～議案第12号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第12号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第12号までの9議案について質疑を終わります。

◎議案第13号～議案第18号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第14、議案第13号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第7号）から日程第19、議案第18号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第13号～議案第18号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第13号から議案第18号までの令和5年度各会計補正予算6案件についてご説明いたします。

議案第13号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から1億6,692万円を減額し、歳入歳出予算の総額を61億7,292万1,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入におきまして、増額となる主なものは、地方交付税において普通交付税、国庫支出金において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、財産収入において公用車売払収入、寄附金において一般寄附金、諸収入において光ファイバケーブル支障移転補償金であります。

減額となる主なものは、地方交付税において震災復興特別交付税、使用料及び手数料においてし尿等収集運搬手数料、国庫支出金において児童手当国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、地域生活支援事業費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、県支出金において児童手当県負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金、地域生活支援事業費県補助金、福島県議会議員一般選挙県委託金、圃場整備換地業務委託金、繰入金において財政調整基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金、諸収入において環境保全協力金、町債において過疎対策事業債であります。

歳出におきまして、増額となる主なものは、総務費において地方バス路線維持対策事業補助金、補助金等過年度返還金、民生費において国民健康保険特別会計繰入金、農林水産業費において県営土地改良事業負担金、諸支出金において公共施設等建設準備基金積立金であります。

減額となる主なものは、総務費において、新庁舎建設候補地造成支援業務委託料及び用地購入費、定住コーディネーター・地域おこし協力隊報酬、小野インターチェンジエリアタウン構想改定業務委託料、DX推進計画実施

支援業務委託料、光ファイバ張替工事負担金、民生費において養護老人ホーム入所措置費、介護保険特別会計繰出金、施設型給付費・地域型保育給付費、子育てのための施設等利用給付費、児童手当・特例給付費、衛生費において個別接種促進報償費、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業委託料、廃棄物処理共同事業負担金、環境保全基金積立金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、浄化槽転換宅内配管工事費補助金、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金、たむら水再生センター運営事業負担金、旧田村地方衛生処理センター解体事業負担金、公立小野町地方総合病院企業団負担金、水道事業会計補助金、農林水産業費においてスマート農業推進事業補助金等、土地改良事業調整推進事業補助金、危険木伐採補助金、森林環境譲与税基金積立金、商工費において事業所緊急支援給付金、土木費において道路維持補修工事費、道路測量設計業務委託料、支障電柱移転補償費、あぶくま球場バックスクリーン改修工事費、小野公園誘導看板設置工事費、教育費においてスクールバス運転業務委託料、小学校人間ドック委託料等、小中学校就学援助費、中学校エアコン清掃業務委託料等であります。

第2表の繰越明許費につきましては、事業完了が翌年度となる見込みの公共施設等整備検討事業のほか4事業につきまして、所要の措置を講じるものであります。

第3表の地方債補正につきましては、過疎対策事業債の借入限度額を3億7,190万円から2億8,950万円に、利率を1%以内から2%に変更するものであります。

次に、議案第14号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から102万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億1,494万円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきまして、歳入におきましては、繰入金において財政安定化支援事業繰入金を増額し、県支出金において保険給付費等交付金の県繰入金、特定健康診査等負担金、繰入金において保険基盤安定繰入金、事務費繰入金を減額するものであります。

歳出におきましては、保健事業費において節目検診委託料、特定健診受診勧奨業務委託料、特定健診業務委託料を減額し、予備費において収支調整するものであります。

次に、議案第15号 令和5年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から9,880万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億4,519万7,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容といたしまして、歳入におきましては、国庫支出金において現年度分介護給付費国庫負担金、現年度分調整交付金、支払基金交付金において現年度分介護給付費支払基金交付金、県支出金において現年度分介護給付費県負担金、繰入金において現年度分介護給付費繰入金、事務費繰入金を減額するものであります。

歳出におきましては、保険給付費、地域支援事業費において各費目の年間見込額から所要の増減補正を行い、予備費において収支調整するものであります。

次に、議案第16号 令和5年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から2,021万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,290万8,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容といたしまして、歳入におきましては、分担金及び負担金において浄化槽設置費分担金、国庫支出金において循環型社会形成推進交付金、県支出金において浄化槽市町村整備推進事業県補助金、繰入金にお

いて浄化槽整備事業繰入金、町債において下水道事業債を減額するものであります。

歳出におきましては、施設整備費において浄化槽設置工事費を減額し、予備費において収支調整するものであります。

第2表の地方債補正につきましては、下水道事業債の借入限度額を1,560万円から980万円に、利率を1%以内から2%に変更するものであります。

次に、議案第17号 令和5年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に65万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を307万2,000円とする補正予算であります。

補正の内容といたしまして、歳入におきましては、寄附金において文化・体育振興基金造成一般寄附金、繰入金において文化・体育振興基金造成一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出におきましては、基金造成費において文化・体育振興基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第18号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支につきましては、収入について21万円を減額し、総額1億6,718万5,000円、支出において2万2,000円を減額し、総額を1億6,317万4,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入について1,780万円を減額し、総額3,920万1,000円、支出について2,332万2,000円を減額し、総額1億2,613万円とするものであります。

補正の主な内容といたしまして、収益的収入においては水道事業収益におきまして、消火栓維持管理負担金を増額し、水道使用料を減額、収益的支出においては水道事業費用におきまして、浄水用薬品購入費、消費税及び地方消費税納付金などを増額し、浄水設備点検業務委託料、水質検査手数料、浄水施設動力費を減額するものであります。

続きまして、資本的収入におきましては、工事負担金において右支夏井川河川改修事業に伴う荒町橋配水管補償に係る工事負担金、企業債において企業債借入金、他会計補助金において石綿セメント管更新事業及び河川改修事業に係る一般会計補助金を減額、資本的支出におきましては、建設改良費において石綿セメント管更新事業に伴う配水管布設替等工事費、その他の配水管布設替工事費を減額するものであります。

予算第5条に定めた企業債につきましては、上水道事業の借入限度額を1,800万円から1,340万円に変更するものであります。

以上、議案第13号から議案第18号までの令和5年度各会計補正予算6案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第13号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第13号 令和5年度小野町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第13号について質疑を終わります。

◎議案第14号～議案第18号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第14号 令和5年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第18号 令和5年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで5議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第18号までの5議案について質疑を終わります。

◎議案第19号～議案第25号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第20、議案第19号 令和6年度小野町一般会計予算から日程第26、議案第25号 令和6年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第19号～議案第25号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第19号から議案第25号までの令和6年度各会計当初予算7案件につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第19号 令和6年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は62億

3,700万円とするもので、令和5年度当初予算に対し、3億8,100万円の増額となるものであります。

歳入におきましては、町税、法人事業税交付金、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債等を前年度当初予算より増額で計上し、地方消費税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、繰入金等を減額で計上するものであります。

歳出の主な内容につきましては、新庁舎建設基本・実施設計委託料及び敷地造成工事費、旧浮金つつじ児童館解体工事費、デジタル専門人材派遣に係る人件費等負担金、低所得者支援及び定額減税補足給付金、自治体情報システム標準化・共通化業務委託料、物価高騰対応重点支援給付金、小野町児童館建築工事費、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務委託料、たむら水再生センター運営事業負担金、旧田村地方衛生処理センター解体事業負担金、多面的機能支払交付金事業補助金、ふくしま森林再生事業委託料、広葉樹林再生事業委託料、林業専用道整備事業用地測量業務委託料及び工事費、空き店舗対策事業補助金、高柴山展望台修繕工事費、荒町河川公園整備工事費、空き家除却補助金、公営住宅改修工事費、郡山地方広域消防組合分担金、防火水槽修繕工事費、小型動力ポンプ積載車購入費、福島県総合情報通信ネットワーク更新工事負担金、スクールバス運転業務委託料、小中学校橋本健文庫図書購入費、多文化共生まちづくり事業経費などを計上するものであります。

次に、議案第20号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は11億5,716万円とするもので、令和5年度当初予算に対し、3,636万8,000円の減額となるものであります。

歳入におきましては、国庫支出金、繰入金を前年度当初予算より増額、国民健康保険税、県支出金、繰越金等を減額で計上し、歳出におきましては、総務費を増額、保険給付費、国民健康保険事業費納付金等を減額で計上するものであります。

次に、議案第21号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1億2,461万9,000円とするもので、令和5年度当初予算に対し、254万2,000円の増額となるものであります。

歳入におきましては、繰入金、諸収入、前年度当初予算より増額で計上し、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等を増額で計上するものであります。

次に、議案第22号 令和6年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は14億1,435万4,000円とするもので、令和5年度当初予算に対し、724万8,000円の減額となるものであります。

歳入におきましては、保険料、繰越金を前年度当初予算より増額、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を減額で計上し、歳出におきましては、地域支援事業費、諸支出金等を増額、総務費、保険給付費等を減額で計上するものであります。

次に、議案第23号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は6,713万3,000円とするもので、令和5年度当初予算に対し、1,662万円の減額となるものであります。

歳入におきましては、事業収入、繰越金を前年度当初予算より増額、分担金及び負担金、国庫支出金、町債等を減額で計上し、歳出におきましては、施設管理費を増額、総務費、施設整備費、公債費を減額で計上するものであります。

次に、議案第24号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は213万1,000円とするもので、令和5年度当初予算に対し、2,000円の減額となるものであります。

歳入におきましては、繰入金を減額で計上し、歳出におきましては、基金運用費を減額で計上するものであります。

次に、議案第25号 令和6年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入は1億6,817万円で、令和5年度当初予算に対し、159万8,000円の増額、支出は1億5,487万8,000円で、令和5年度当初予算に対し、610万3,000円の減額となるものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入は6,720万円で、令和5年度当初予算に対し、1,019万9,000円の増額、支出は1億3,193万9,000円で、令和5年度当初予算に対し、1,189万2,000円の減額となるものであります。

以上、議案第19号から議案第25号までの令和6年度各会計当初予算7案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案理由といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第19号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第19号 令和6年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第19号について質疑を終わります。

◎議案第20号～議案第25号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第20号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第25号 令和6年度小野町水道事業会計予算までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第25号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第26号～議案第27号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案第26号 小野町道路線の認定についてから日程第28、議案第27号 小野町

道路線の廃止についてまでの2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第26号～議案第27号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第26号から議案第27号道路路線の認定・廃止案件2案件についてご説明いたします。

議案第26号 小野町道路線の認定についてであります。本案につきましては、大字雁股田字堀切地内に整備を進めておりました町道堀切2号線の道路工事が完了したことから、町道路線への新規認定を行い、住民の生活環境の向上と適切な道路管理を図りたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 小野町道路線の廃止についてであります。本案につきましては、大字雁股田字永風地内の町道永風3号線を廃止したことから、道路法第10条第3項の規定により廃止をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第26号から議案第27号までの道路路線認定・廃止案件2件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第26号～議案第27号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第26号 小野町道路線の認定についてから議案第27号 小野町道路線の廃止についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第27号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案第28号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第29、議案第28号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、一身上の事件につき、佐久間金治代表監査委員の退席を求めます。

〔代表監査委員 佐久間金治君退席〕

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第28号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年3月31日で任期満了となります現委員の小野町大字皮籠石字五百成7番地、佐久間金治氏を再度、監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和6年4月1日より令和10年3月31日までの4年間の任期となるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第28号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第28号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第28号について質疑を終わります。

◎議案第28号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第28号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第28号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

佐久間金治代表監査委員の入場を求めます。

〔代表監査委員 佐久間金治君入場〕

○議長（田村弘文君） ただいまの人事案件の結果について申し上げます。

原案のとおり全員賛成により同意されたことを報告いたします。

◎議案第29号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第30、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第 29 号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、本年6月30日で任期満了となります現委員の先崎隆春氏から、本任期満了をもって退任したい旨の申出があったため、人格、識見とも優れている、小野町大字夏井字上樋口3番地、森田厚氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定により推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和6年7月1日より令和9年6月30日までの3年間の任期となるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 29 号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第29号について質疑を終わります。

◎議案第 29 号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎説明の訂正

○議長（田村弘文君） それでは、ここで先ほど、町長のほうから令和5年度補正予算について説明がございましたが、その数字等について訂正したい旨の申出がありましたので、令和5年度一般会計補正予算と令和5年度浄化槽特別推進事業特別会計補正予算、この2件について、これから町長のほうから訂正がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） それでは、先ほど申し上げました6年度の予算の説明中でありますけれども、「地方債補正につきましては、過疎対策事業債の借入限度額を3億7,190万円から2億8,950万円に利率を1%以内から2%に変更するものであります」という説明をいたしましたけれども、「2%以内」、「以内」が抜けておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

もう1か所、同じように、小野町浄化槽整備推進特別会計補正予算の中でありますけれども、この中でも「第2表の地方債補正につきましては、下水道事業債の借入限度額を1,560万円から980万円に利率を1%以内から2%」というようなことで説明申し上げましたけれども、「2%以内」、これも「以内」を付け加えていただければと思いますので、「2%以内」というようなことで訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（田村弘文君） ただいま、執行部のほうから一般会計の補正予算の中の地方債の補正の利率、そして、令和5年度の小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算の中の地方債の中の利率の修正ということで、今2件ございましたので、これどちらも「2%以内」というようなことで訂正をお願いしたいと、そのようになっておりますので、これについてご了解いただけますか。

水野議員。

○9番（水野正廣君） 了解はいたしますけれども、その時点で何とかしなくちゃ、総務課長も副町長もチェックしているのでその時点で気がつくべきだし、気がついたらその場で訂正すれば何の問題もないし、これが常識であると思う。

以上です。

○議長（田村弘文君） 町長。

村上町長。

○町長（村上昭正君） 水野議員のご指摘は、全くそのとおりだと思いますけれども、なかなかこの内容が長い部

分もあったりして、気がつかない。私も、当然気がつかなかったというようなことでありますので、以下、今後においては、十分注意をして提案をさせていただきたいと思いますので、今回は、ご理解をいただければと思います。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（田村弘文君） それでは、以上で、今の件につきましては、終了したいとそうように思っております。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 次に、日程第31、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり各部常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、各部常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第32、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第1号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託いたします。

なお、陳情書の写しは、お手元に配付のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時27分